

中島教育長	ただいまから、令和7年第3回対馬市教育委員会会議を開会いたします。議事の進行につきましては、対馬市教育委員会会議規則により進めたいと思います。 それでは、日程第1、「会議録署名委員の指名」を行います。今回の会議録署名委員は、一宮委員さんと齋藤委員さんを指名します。よろしくお願いいたします。
一宮委員 齋藤委員	はい。
中島教育長	続きまして、日程第2、「会期日程の決定」でありますがお諮りします。本会議の会期は、本日1日にしたいと思います。これにご異議ございませんか。
会場	「異議なし」の声。
中島教育長	異議なしのようです。したがって、会期は本日3月27日の1日とします。会議運営につきまして、ご協力をお願いします。 次に、日程第3、「教育長諸報告」を行います。資料の2ページをお願いします。 前回の教育委員会会議以降の動きについて報告します。 2月27日は、本年度最後の園長会でした。 28日は、次年度の中学校駅伝の大会について、中体連との協議を行いました。午後は文化財保護審議会が開催され、本年度の文化財課の施策に関し委員の皆様から意見を頂戴しました。 3月です。 2日は、長寿院で行われた雨森芳洲会に文化財課長とともに出席しました。 3日から5日にかけて、市議会の市政一般質問が行われました。今回、教育委員会への質問は、大きく4件でした。内容は、別紙でご確認ください。なお、この関係で、校長会と教頭会は欠席しております。 7日は、空手競技の団体、NPO法人全世界空手道連盟新極真会の皆様が市長に挨拶にお見えになりましたので、生涯学習課長とともに同席させていただきました。 10日と11日は、令和7年度の公立小中学校の人事に関する校長先生方との会議を行いました。 11日には、長崎大学の小柳勝彦教授がお見えになりました。内容は、部活動の地域移行に関することです。長崎大学において、「大学生運動部活動地域貢献プロジェクト」が発足しています。大学生の中から将来、部活動指導ができる人材を育成する取組とのことです。大学生のみでは

	なく、各地域の指導者や現役教員も対象に加えたいとのことでした。「今の時代の研修を受けた多くの指導者を現場に送り出したい」ということを強調されていました。「ベストリンク」というワードで検索していただければ、詳しい情報が掲載されています。 14日は、市議会最終日でした。 17日は、鶏鳴幼稚園の修了証書授与式に出席しました。卒園児4名よりも、保護者やご来賓が多いという状況でしたが、温かい雰囲気の中で式が執り行われました。 18日は、鶏鳴小学校の卒業証書授与式に出席しました。卒業生49名はもちろんのこと、在校生も素晴らしい態度で式に臨んでいました。また、歌声がとても大きな美しい声で感動しました。 19日は、対馬青年の家の第2回理事会に、教育部長、中対馬振興部長、生涯学習課長などとともに出席しました。来年度の事業計画や予算などについて、協議を行いました。 25日は、社会教育委員及び公民館運営審議会委員合同会議に出席しました。今年度の事業報告と長崎県社会教育委員連絡協議会の理事会の報告が主な内容でした。 本日は、教職員退職辞令交付式を午前中に行いました。対象者は18名で、内訳は定年退職5名、割愛退職4名、普通退職9名でした。本日は、その内9名が出席され、お1人ずつに退職辞令をお渡ししました。 以上で諸報告を終わります。報告事項について何か質疑等がございましたら、「その他」の項でお受けしたいと思います。 続きまして、日程第4、議案第10号「対馬市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」を議題とします。 事務局から提案理由の説明をお願いします。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	資料の3ページをお願いいたします。 対馬市学校運営協議会規則を別紙のとおり改正することについて教育委員会の承認を求めるものでございます。 提案理由としましては、現行の規則では報酬金額が定められておらず、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、会議1日あたり報酬6,900円と費用弁償を支給することとなりますが、今後、学校評議員制度における委員が学校運営協議会委員に含まれていくことが予想されるために報酬金額を学校評議員謝礼と同額にするものです。

	5 ページの新旧対照表をご覧ください。 現行では報酬や費用弁償について記載がございませんでした。 改正案として第 6 条を新たに新設をしまして委員の報酬及び費用弁償を挿入しているところです。 説明は、以上でございます。
中島教育長	説明が終わりましたので、審議方よろしくお願いいたします。
一宮委員	はい。
中島教育長	一宮委員さん、どうぞ。
一宮委員	提案理由のところをもう少し詳しく教えてください。と申しますのが、学校評議員が学校運営協議会に含まれていくというところの解釈がよくわからなくて。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	コミュニティースクールとの関係になるのですが、これまでは学校評議員制度の中で、学校評議員さんに学校へ来ていただいているいろいろと相談などをしていたところなんです、今後はこの学校評議員制度から学校運営協議会制度に移っていくと思います。それで学校評議員へは報酬をお支払いしていたのですが、学校運営協議会に移行するにあたって同金額をお支払いしていこうというような意味でございます。
一宮委員	つまり重複は、ないということですね。
坂本課長	ありません。 いまいらっしゃる学校評議員さんがそのまま学校運営協議会の委員に入らないこともあると思いますけれども、同じ金額を保証しましょうという意味合いです。
一宮委員	継続される方が多いとは思いますが、新規の方が来た場合にもその方にもきちんと保証するということですね。 ありがとうございました。
中島教育長	質疑、意見等はございませんか。
会場	ありません。
中島教育長	では、質疑等ないようですから、これから議案第 10 号を採決します。お諮りします。議案第 10 号「対馬市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
中島教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は原案のとおり承認され

	ました。 続きまして、日程第 5、議案第 11 号「対馬市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。 事務局から提案理由の説明をお願いします。
財部課長	教育長、生涯学習課長。
中島教育長	生涯学習課長。
財部課長	資料は、6 ページから 8 ページになります。 ただいま議題となりました議案第 11 号、「対馬市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について」でございますが、対馬市体育施設条例施行規則の一部を別紙のとおり改正することにつきまして、教育委員会の承認を求めるものでございます。 提案理由とその内容についてご説明いたします。 提案理由は、近年の社会情勢の変化や地球温暖化、さらには高齢者の健康増進など多様な施設利用の要望があるため、市民が体育施設を有効利用できるよう所要の改正を行うものでございます。 現在、対馬市体育施設条例では、利用開始時刻を午前 9 時からと規定しておりますけれど、先程の提案理由のとおり、特に近年、夏場の猛暑の中での練習では熱中症の恐れもあることから、早朝の涼しい時間帯に練習をしたいといった要望に応えるために今回の改正を行うものでございます。 しかしながら、全施設の利用開始時刻を早くすると、施設の開錠であったり、管理人の勤務時間等の問題もありますので、ある一定の条件を内規で定めて、それに該当する場合のみ利用可能として有効利用を図っていきたいと考えております。 別添の資料になりますけれども、内規という形で 2 つ定めさせていただいております。 1 つ目は、大会等の運営上、利用時間外、午前 9 時前から大会準備等で利用したいという場合です。 2 つ目は、県大会以上の大会への出場資格を有したチームの早朝の練習で利用する場合という形で定めさせていただいております。 これにつきましては、今後いろいろな要望や意見がでてくれば、その都度協議をして定めていきたいと考えております。 改正内容につきましては 8 ページの新旧対照表になりますけれども、右側が現行、左側が改正案でございます。 第 3 条で、ただし書き中、体育施設の運営上を特別の理由があるに改めるものでございます。

	なお、附則で、この規則は公布の日から施行し、令和 7 年 3 月 1 日から適用することとしております。 以上で説明を終わります。 ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。
中島教育長	説明が終わりましたので、審議方よろしくお願いいたします。
一宮委員	はい。
中島教育長	一宮委員さん、どうぞ。
一宮委員	はい、2 点お尋ねします。 1 点目は、早朝練習の場合の開始時刻。 2 点目は、その場合の施設管理者の開錠の対応について教えてください。
財部課長	教育長、生涯学習課長。
中島教育長	生涯学習課長。
財部課長	早朝の練習開始の時間は、日の出後の明るくなった時間を想定しておりますけれども、その練習を希望されるクラブとの協議になります。今のところ明確に何時からとは定めていません。 次に、管理についてですが、これは鍵の管理を必要としないグラウンドなどを想定しており、体育館などの利用は今のところ考えていない状況です。要望等があれば、今後検討させていただきたいと思っています。
	【録音停止】
	【録音再開】
中島教育長	質疑、意見等はございませんか。
会場	ありません。
中島教育長	では、質疑等ないようですから、これから議案第 11 号を採決します。お諮りします。議案第 11 号「対馬市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
中島教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、日程第 6、議案第 12 号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。 事務局から提案理由の説明をお願いします。
	【人事案件のため非公開】

中島教育長	では、議案第 12 号を採決します。お諮りします。議案第 12 号「専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
中島教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、日程第 7、報告第 5 号「要保護及び準要保護児童生徒の認定等について」を議題とします。 事務局から報告をお願いします。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	それでは、資料の 12 ページをご覧ください。 経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒について、対馬市就学援助事務取扱要綱の規定により要保護及び準要保護児童生徒として認定等を行ったので報告いたします。 資料は、13 ページ、14 ページをご覧ください。 なお、校種別、学校別の児童生徒の氏名等については、別にお配りしている資料をご参照ください。この資料については、この会議終了後に回収いたしますことをご了承ください。 今回は、令和 7 年 2 月 1 日現在の認定者数と、令和 7 年 3 月 1 日現在で認定した要保護及び準要保護の人数を報告いたします。 小学校の要保護認定者は、新規の認定者がおりませんでしたので、2 月 1 日現在の認定者と同じ 11 名でございます。 中学校の要保護認定者は、新規認定者が 3 名おりましたので、3 月 1 日現在の認定者は 11 名となっております。 次に準要保護についてです。 小学校の準要保護認定者は、2 月 1 日現在の認定者が 150 名。3 月 1 日現在の新規認定者が 2 で、認定取消が 1 名で合計 151 名となっております。 中学校の準要保護認定者は、2 月 1 日現在の認定者が 114 名。3 月 1 日現在の認定取消が 3 名でしたので合計 111 名となっております 報告は、以上です。
中島教育長	はい、報告は終わりましたが、この件に関して質疑等はありませんか。
会場	ありません。
中島教育長	では、質疑等ないようですから、報告第 5 号「要保護及び準要保護児

	童生徒の認定等について」の報告は終了します。 続きまして、日程第 8、報告第 6 号「令和 7 年度対馬市島っこ留学生の決定について」を議題とします。 事務局から報告をお願いします。
扇課長	教育長、教育総務課長。
中島教育長	教育総務課長。
扇課長	それでは、報告第 6 号「令和 7 年度対馬市留学生決定について」説明いたします。 対馬市島っこ留学推進事業における令和 7 年度留学生決定について、対馬市島っこ留学推進協議会から提出がありましたので、別紙のとおり報告いたします。 資料につきましては、16 ページと別冊の資料によって説明をさせていただきます。 なお、別冊資料につきましては、会議終了後に回収させていただきますのでご了承ください。 それでは 16 ページをご覧ください。 まず、対馬市島っこ留学孫戻し留学制度による留学生の決定については、8 月 1 日から募集を行ったところ、新規 1 名、継続 4 名の申請があります。委員会は書面決議とし、委員全員の承認をいただき決定をしておりますので、対馬市島っこ留学制度実施要綱第 2 条第 2 項の規定により教育委員会に報告するものでございます。受入校は、金田小学校 1 名、比田勝小学校 1 名、厳原中学校 2 名、久田中学校 1 名となっております。 うち兄弟は 1 組であり市内 4 世帯で、5 名の受け入れとなります。 今年度受入留学生のうち、2 名が終了となっております。 なお、しま親制度の受け入れについては、しま親を確保ができなかったため、7 年度につきましても受け入れができない状況でございます。 別冊資料をご覧ください。1 ページから 9 ページに、今回新規で決定となりました中学生の申込書を添付しておりますのでご覧ください。 以上簡単ですが報告を終わります。
中島教育長	少し時間をとりますのでご覧ください。 それでは、この件に関して質疑等はありませんか。
一宮委員	はい。
中島教育長	一宮委員さん。
一宮委員	1 点だけですが新規の方について、資料のよるとご兄弟がおられるようですが、ご兄弟と離れて本人だけが孫戻し留学を希望されたのは、な

	にか理由があるのでしょうか。
扇課長	教育長、教育総務課長。
中島教育長	教育総務課長。
扇課長	別冊資料の「島っこ留学申込書」に記載のとおりです。それ以外については特に理由は聞いておりません。
一宮委員	審議する上で、それは必要ないということですかね。希望された理由が何かあるのかなと思ひまして。
扇課長	ほかの兄弟が来ない理由はわかりません。
一宮委員	1 人だけでおいでになられるので何かあるのかなと思って質問させていただきました。 以上です。
齋藤委員	はい。
中島教育長	齋藤委員さん。
齋藤委員	●●さんは、留学先の学校と合わなかったということは、島外に戻れるということですよ。
扇課長	教育長、教育総務課長。
中島教育長	教育総務課長。
扇課長	そうです。
齋藤委員	わかりました。
中島教育長	ほかにございせんか。
会場	ありません。
中島教育長	では、質疑等ないようですから、報告第 6 号「令和 7 年度対馬市島っこ留学生の決定について」の報告は終了します。 続きまして、日程第 9、報告第 7 号「文化財の国指定について」を議題とします。 事務局から報告をお願いします。
田中課長	教育長、文化財課長。
中島教育長	文化財課長。
田中課長	資料は 17 ページからになります。 この文化財の指定につきましては、文化財保護法第 109 条第 1 項の規定により、県史跡「越高遺跡」が国史跡に指定されましたので、別紙のとおり報告いたします。 資料としては、19 ページの右上に越高遺跡の表記がありまして、文部科学省の告示が令和 7 年 3 月 10 にありましたので、指定日も令和 7 年 3 月 10 日となります。

	昨年の 12 月 20 日に国の文化財保護審議会が文部科学大臣に答申をしております。この 3 月 10 日付けで国史跡となりましたのでご報告いたします。 詳細な資料はお付けしておりませんが、特徴としましては日本の縄文文化と朝鮮半島の新石器文化というものがあるのですが、その双方の特徴がこの越高遺跡に見られまして、それが国における重要な史跡ということが理由として挙げられております。 現地は、対馬の一般的な自然海岸で、過去には発掘調査をしておりますが埋め戻しをしていて実際のところ何もなくて、現在は説明板を置いていて、そこで遺跡の価値についての説明をしている状況になります。 今後は、国の史跡として計画作りをした後に、補助事業として認定されれば、その計画に沿って事業を進めることとなります。 本日については、以上の報告とさせていただきます。
中島教育長	報告が終わりましたが、この件に関して質問等はありませんか。
早田委員	はい。
中島教育長	早田委員さん。
早田委員	越高遺跡は、海からの波や山からの流水で浸食されている状況は、今も変わらないのですか。 それに対する国からの支援もあるのですか。
田中課長	教育長、文化財課長。
中島教育長	文化財課長。
田中課長	まず計画を作らないといけないのですが、2 年ほどかけて保存活用計画や整備計画を作ります。それが認定されればその翌年から補助事業として実施できます。 これまでは長崎県の史跡でしたので、県の補助金を使って後背地からの土砂の流出を防ぐ手立てを行っています。 ただ、前面の海からの浸食等については、まだ何もしていない状況なのですが、景観を変えてまで防波堤や消波ブロックを設置するのか。また、莫大な経費も掛かりますので、そこはどう決着させるかということが悩みです。 参考までに、国の史跡に認められましたので、市役所と上県行政サービスセンターには、懸垂幕と横断幕を設置する準備を進めております。
早田委員	貴重な遺跡ですからね。
田中課長	今後は出土遺物もありますので、そういった展示活用を図っていきたいと思っています。

早田委員	はい、わかりました。
中島教育長	では、質疑等ないようでしたら、報告第7号「文化財の国指定について」の報告は終了いたします。 日程第10、その他の項に移ります。まず、各課の事業予定を報告させていただきます。教育総務課長から順に主な内容について報告をお願いします。
扇課長	教育長、教育総務課長。
中島教育長	教育総務課長。
扇課長	それでは、教育総務課の4月事業予定を説明いたします。 資料は20ページ、21ページになります。 まず、4月1日、辞令交付式を行います。 6日、対馬市退職校長会定期総会に教育長が出席いたします。 15日は、第4回教育委員会会議を予定しております。場所は、厳原の交流センターを予定しております。 次のページになりますが、17日、18日は、県都市教育長協議会が長崎市で開催されます。 18日は、学校予算配分説明会を峰町公民館で行います。 23日は、長崎県市町村教委連理事会が佐世保市で開催されます。教育長と一宮委員さんの出席を予定しております。 以上です。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	学校教育課関係の事業です。 4日、第1回幼稚園・こども園園長会。午後から合同研修会を実施いたします。 7日が始業式になります。金田小学校は、その日に入学式を行う予定になっています。 8日は、小学校、中学校の入学式。 9日は、小学校の入学式となっています。 11日は、入園式。 15日、新補及び転入管理職員研修会。午後から第1回対馬市校長会を開催いたします。 16日は、校長先生方のみで定例校長会が行われます。 次のページになります。 17日、全国学力学習状況調査で中学校の理科以外になります。それとあわせて、長崎県学力調査で小学校の国語、算数、中学校の国語と数学、

	18日は、中学校の英語となっております。 22日は、第1回対馬市教頭会、午後から定例教頭会となっております。 24日、25日は、義務教育関係指導主事研修会が開催される予定です。 以上です。
財部課長	教育長、生涯学習課長。
中島教育長	生涯学習課長。
財部課長	生涯学習課関係の4月の事業についてご説明いたします。 21ページの月間業務のみの記載となりますけれども、国民文化祭市町担当課長会議が4月に開催される予定で、現在、日程調整中です。 そのほかは、各施設の委託契約業務の方を進めていく予定としております。 生涯学習課は、以上です。
田中課長	教育長、文化財課長。
中島教育長	文化財課長。
田中課長	本課の4月の事業予定は特にございませぬ。 まだ案内は受けておりませんが、訥庵祭が厳原八幡宮で行われます。 海岸寺で行われています賀島兵介候慰霊祭は、今年は中止しますと口頭で受けております。 参考までに、4月9日に基山町で行われます賀島兵介候の慰霊祭は、比田勝市長が出席すると聞いております。 以上です。
中島教育長	それでは、事業予定の報告が終わりましたが、この件に関して質疑等はありませんか。
早田委員	はい。
中島教育長	早田委員さん。
早田委員	15日の第1回対馬市校長会の開始時間を教えてください。
坂本課長	教育長、学校教育課長。
中島教育長	学校教育課長。
坂本課長	13時30分だっと思います。
早田委員	わかりました。
中島教育長	ほかにございませぬか。
会場	ありません。
中島教育長	事務局から何かその他の事項でありますか。
田中課長	教育長、文化財課長。

中島教育長	文化財課長。
田中課長	お配りしている資料で、3月21日に国の文化財保護審議会が文部科学大臣に答申をされました。元版大般若経附経箱（げんぱんだいはんにゃきょう つけたり きょうばこ）という名称で、これはまだ指定ではなく答申なのですが、記事が出ておりましたので3ページ目に記事の写しを付けております。 重要文化財ということでおそらく夏ぐらいには指定されるのではないかと聞いております。 所有者は、上対馬町の西福寺になりますが、現在は、博物館の2階にあります県の歴史研究センターに寄託をしております。 今後、指定されたあかつきには、宗家資料や豆殿の高麗版大般若経のように修復事業が発生する可能性もありますが、まだそこまでは情報としては伝わっておりません。 現在、対馬市で国の指定になっているものは、先程の越高遺跡で29件で、これが指定になりましたら30件になります。 そのうち重要文化財という括りでは13項目がございまして、これが指定になれば14項目になります。 本課は、直接業務としては発生することはおそらくはないと思いますが、紙資料ですので修復事業が発生するのではないかと考えております。 説明については、1ページ目には記載をしておりますが、西泊の西福寺というお寺に伝わっているものでございまして、14世紀に、元の時代になりますけども、杭州という、上海の南西部辺りに都市があるのですが、ここの普寧寺というお寺で、どこにあったかは定かではないというふうに言われていますが、そこで印刷されたものだということはわかっております。 宗貞茂時代、室町時代になって朝鮮から輸入したということもわかっておりまして、かなり前から調査が入っておりましたが、今回ようやく答申にこぎつけたということです。 重要文化財の指定については、地元自治体というよりも、文化庁が主体になって研究者調査チームを組んで数年かけて調査をして指定に持っていくというやり方をいつもとられております。 報告は、以上です。
中島教育長	委員の皆様からその他の事項で何かありませんか。
会場	ありません。
中島教育長	それでは本日の会議はこれで終了いたしますが、次回の会議の件で事

	務局からお願いします。
事務局	次回は 4 月 15 日火曜日、対馬市校長会終了後の午後 4 時 30 分から、対馬市交流センター3 階第 4 会議室を予定しております。
中島教育長	はい、次回の会議日程について提案がありましたけれども、皆様のご都合はよろしいでしょうか。
会場	はい。
中島教育長	それでは次回の会議を 4 月 15 日火曜日に開催いたします。開始時刻は午後 4 時 30 分、対馬市交流センター3 階第 4 会議室の予定ですが、後日、事務局から改めて通知をいたします。 これで本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。以上で令和 7 年第 3 回対馬市教育委員会会議を閉会します。 お疲れさまでした。
会場	お疲れさまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委 員 (自署)

委 員 (自署)